

公立山梨第8－38号
令和6年8月22日

各所属機関の長 殿

立学校共済組合山梨支部長
(公 印 省 略)

労働災害・第三者加害行為における組合員証の使用について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の事業に御理解御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、組合員及び被扶養者が労働災害又は第三者加害行為にあわれた際の事務処理について、以下内容を公立学校共済組合の組合員へ周知をお願いいたします。

なお、組合員より勤務中・通勤中のけがや第三者加害行為による事故の申出があった際は、再度以下のことを確認し、必要に応じて公立学校共済組合山梨支部へ御連絡ください。

1 労働災害について

労働者が業務・通勤に起因して被る疾病・負傷を、労働災害といいます。

<留意点>

- (1) 共済組合は公務によらない疾病又は負傷に対する給付を行うこととされています。そのため、業務・通勤に起因して被った疾病・負傷を治療する際は、組合員証を使用することはできません。
- (2) 業務中や通勤途中に負傷した場合は、速やかに担当者へ報告をし、労災保険の請求手続きを行ってください。労災保険の給付範囲や請求方法については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。
- (3) 組合員や事業主が労働災害の判断をすることはできません。労働基準監督署へ労働災害の申請をせずに組合員証を使用し、後日、業務中又は通勤途中の負傷等であると判明した場合は、共済組合が負担した医療費等を組合員から返還していただくこととなりますので御注意ください。

2 第三者加害行為について

第三者加害行為とは、交通事故や人に殴られた等、他人に負わされた傷病のことをいいます。

<留意点>

- (1) 第三者の行為により負傷した際の医療費は、本来は加害者が負担するものです。組合員証を使用する場合は共済組合が加害者に代わって医療費を支払い、後日、共済組合が負担した医療費を加害者に請求します。事故状況や加害者情報を把握するため、第三者の行為による傷病で組合員証を使用する場合は、共済組合へ「事故報告書」等を提出いただくこととなります。

また、求償手続き等を滞りなく進めるためには、初期の段階から共済組合と医療機関、保険会社間で連絡を取り合うことが重要になりますので、組合員証を使用する前に必ず共済組合へ御連絡ください。

- (2) 交通事故にあった際の手続き及び注意点は、次のとおりです。

- ・警察に連絡し、事故の確認をする。
- ・加害者の氏名、連絡先、保険会社等を確認する。
- ・組合員証を使用する場合は共済組合へ連絡し、「事故報告書」等を提出する。
- ・「治療費はいりません」など、加害者が支払うべき治療費の免除などは、口約束であっても示談したこととなってしまう、共済組合から加害者へ医療費の請求ができなくなることがあるため、注意すること。

※ 交通事故等においては、過失の割合が組合員の方が高い場合でも、相手を加害者、組合員を被害者と呼びます。

※ 事故報告書一式を添付しますので、必要に応じて使用してください。

※ 組合員側に100%過失のある交通事故及び自損事故の場合についても、事務処理の都合上事故報告書を提出していただいておりますので、組合員証を使用する場合は必ず共済組合へ御連絡ください。

公立学校共済組合山梨支部
福利給付担当
TEL 055-223-1746